

## 20. 教育関連法規

### 《教育基本法》

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々はこの理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

#### 同法、第1条【教育の目的】

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### 同法、第2条【教育の目標】

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

1. 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
2. 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
3. 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
4. 生命を尊び自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
5. 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

#### 同法、第3条【生涯学習の理念】

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

本校においては、以上、教育基本法（抜粋）の精神を基本とし、文化創造に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

### 《専修学校》

#### 学校教育法 第11章 専修学校

本校は、学校教育法第124条に基づき正規に認可された専門学校である。

専修学校とは、学校教育法第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とし、修業年限が1年以上・授業時間数が文部科学

大臣の定める授業時数以上・教育を受ける者が常時40人以上を必要条件とする組織的教育を行うものをいう。但し、入学資格に応じて、第125条の第1項の『高等課程』、『専門課程』、又は『一般課程』が置かれている。

上記の内、高等学校若しくは、これに準ずる学校を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認められた者を入学資格とする専門課程を置く専修学校を『専門学校』と称することができる。

ここに、本校は医療専門課程、教育・社会福祉専門課程を設置する専門学校である。

## 《学校法人》

本校は、私立学校第3条に基づいて設立され、文部科学省認可を得た学校法人（名称を学校法人大阪滋慶学園と称する）である。本校は、教育基本法及び学校教育法第124条にのっとり、産業・経済・生活文化に携わる有能なスペシャリストを教育・育成することを目的とする。

学校法人大阪滋慶学園は上記専修学校規定に準じ、医療、教育・社会福祉の2つの専門課程を設置する大阪医療福祉専門学校の運営にあたる。

## 《専門士および高度専門士の称号》

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定

（目的）

第1条 この規定は、専修学校の専門課程における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し専門士又は高度専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯教育の振興に資することを目的とする。

（専門士の称号）

第2条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校の同法第二百五条第一項に規定する専門課程（次条において「専修学校専門課程」という。）の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することができる。

- 一 修業年限が2年以上であること
- 二 課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること
- 三 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること
- 四 高度専門士と称することができる課程と認められたものでないこと

（高度専門士の称号）

第3条 専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。

- 一 修業年限が4年以上であること
- 二 課程の修了に必要な総授業時数が3,400時間以上であること
- 三 体系的に教育課程が編成されていること
- 四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること